

# 一般社団法人日本パラサイクリング連盟 危機管理マニュアル

## 1, 目的

一般社団法人日本パラサイクリング連盟危機管理マニュアル（以下、「本マニュアル」という）は、スポーツ団体の活動が大きな社会的責任を伴うものであり、スポーツ団体における事故や不祥事、その対応が当該団体のみならずスポーツそのものの信頼を失わせることもある社会情勢に鑑み、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という）において事故や不祥事への対応の方策について具体的に規定することを目的とする。

## 2, 適用範囲

本マニュアルは、以下の危機事象を対象とする。

- (1) 本法人の関与する練習中・競技中の事故（熱中症、その他体調不良による危機事象も含む）
- (2) 本法人、および本法人役員・従業員による不祥事（コンプライアンス規程第5条に定める遵守事項を含むが、これに限られない社会倫理規範の違反を広く含む）
- (3) 大雨・地震・その他練習会や競技会の中止を検討すべき重大な災害

## 3, 事故の予防

- (1) 本法人は、練習中・競技中の事故防止のため、競技者・運営スタッフに対し、危機管理に関する教育・指導を徹底するよう努める。
- (2) 本法人は、その主催する練習会・競技会に、救急救命に知識のあるスタッフを一名以上置く。
- (3) 本法人の関与する練習・競技会の前に、本法人は以下を徹底する。
  - ア 参加者の体調が練習・競技に適していることの確認
  - イ 天候予測等、自然条件の確認
  - ウ 練習・競技のための施設・コース等の安全性確認
- (4) 本法人は、前項に定める確認の結果、参加者を当該練習・競技会に参加させることが適切でないと判断する場合、当該参加者に対し、当該練習・競技会への参加の自粛を要請する。

## 4, 事故発生時の対応

- (1) 本法人の関与する練習中・競技中に事故が発生した場合、事故が軽微であるなど明らかにその必要がないと認められる場合を除いては、適切な救急措置を施し、緊急通報等の措置を講ずる。
- (2) 本法人の関与する練習中・競技中に事故が発生した場合、当該練習会・競技会の責任者は、事故の内容を速やかに本法人の理事会に報告する。
- (3) 前項の報告を受けた理事会は、事故に対する対応について速やかに協議する。この場合において、理事会は、当該事故について医学的知見のあるスタッフ・ドクター、及び法的知見のある弁護士等の意見を聞き、事故の回復、法的責任、社会的責任など多角的な視点で事故に対する対応を検討する。

## 5. 不祥事の予防

- (1) 本法人は、本法人の事業活動に関与する役員、従業員、競技者、スタッフ（以下、「役員等」という）に対し、不祥事が自己のみならず本法人、パラサイクリングというスポーツそのもの、ひいてはスポーツ一般の社会的信用を失わせるものであることを自覚させ、コンプライアンスの厳正な順守をするよう、指導及び教育を徹底する。
- (2) 本法人は、本法人の事業活動を行うにあたり、いかなる場面であっても、役員等の相互監視が担保される人員配置を徹底し、事業活動の経過・結果が透明性をもって把握できるようなシステム構築、報告体制等の構築に努める。

## 6. 不祥事対応

- (1) 本法人は、役員等に不祥事があると思料するときには、速やかに事実調査を行う。当該不祥事が、本法人コンプライアンス規程の対象となるものであるときは、コンプライアンス委員会を組織するよう努め、徹底した調査を行う。
- (2) 本法人は、役員等に不祥事があると思料するときにおいて、必要と認めるときは、本法人の役員とは独立した立場を有する、弁護士等の学識経験者を含む第三者委員会を設置する。第三者委員会の事実調査の結果、役員等に不祥事があることが明らかとなった場合、本法人は、第三者委員会の意見を聞き、原因究明、再発防止を図るための措置を講ずる。
- (3) 本法人は、役員等に不祥事があることが明らかとなった場合には、適正手続に則り、規程に基づく処分、懲戒処分、解雇、その他役員等の地位に応じ、不祥事の内容に対応する適切な処置を講ずる。
- (4) 本法人は、役員等に不祥事があることが明らかになった場合において、必要と認めるときは、当該不祥事の内容を公表する。公表の方法は、ウェブサイトへの掲載、記者会見、その他適切な方法を用いる。
- (5) 本法人において不祥事が発生した場合の対応は、随時、顧問弁護士等の専門家に相談するものとし、適正性を担保するよう努める。

## 7. 災害対応

- (1) 本法人が、練習会・競技会等を主催するにあたっては、常に天災に見舞われる可能性を想定し、以下の事項について確認のうえ、関係者に周知徹底する。
  - ア 避難経路・避難場所
  - イ 施設の安全性
  - ウ 天災が起こった場合の津波・土砂崩れ等の二次災害発生の蓋然性
  - エ その他、天災が影響を及ぼす事項
- (2) 本法人は、その主催する練習会・競技会開催中に天災が起こった場合、国及び地方公共団体と連携又はその指示を受け入れ、速やかに、練習会・競技会を中止するか否かを判断する。
- (3) 本法人は、その主催する練習会・競技会開催中に天災が起こった場合、関係者の避難を誘導する等、適切な措置を講ずるよう努める。

8. この危機管理マニュアルは、本法人の本店所在地に据え置くものとし、理事会により適宜改定する。